

# 電気契約（取次）要綱

株式会社USEN NETWORKS

平成30年7月27日実施

## 電気契約（取次）要綱 目次

<b>I 総 則</b> .....	1
1 適 用.....	1
2 契約要綱の変更.....	1
3 定 義.....	1
4 単位および端数処理.....	2
5 実施細目.....	2
<b>II 契約の申込み</b> .....	2
6 需給契約の申込み.....	2
7 契約の要件.....	3
8 需給契約の成立.....	3
9 承諾の限界.....	3
10 需給契約書の作成.....	3
<b>III 契約電力および料金</b> .....	3
11 契約電力.....	3
12 料 金 .....	4
<b>IV 料金の算定および支払い</b> .....	4
13 検 針 日.....	4
14 料金の算定期間.....	5
15 使用電力量等の計量.....	5
16 料金の算定.....	5
17 料金その他の支払方法.....	5
18 料金の支払義務および支払期日.....	5
19 延滞利息.....	6

<b>V 使用および供給</b> .....	6
20 適正契約の保持.....	6
21 契約超過金.....	6
22 力率の保持.....	6
23 託送供給に関する事項.....	6
24 供給の停止.....	7
25 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	7
26 制限または中止にかかる措置.....	8
27 損害賠償の免責.....	9
28 設備の賠償.....	10
<b>VI 契約の変更および終了</b> .....	10
29 需給契約の変更.....	10
30 需給契約の消滅.....	10
31 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算.....	10
32 解 約 等.....	10
33 需給契約消滅後の債権債務関係.....	11
<b>VII 工事費の負担</b> .....	11
34 計量器等の取付け.....	11
35 供給設備の工事費負担金.....	12
<b>別 表</b> .....	13

## I 総 則

### 1 適 用

- (1) この電気契約(取次)要綱(以下「この契約要綱」といいます。)は、株式会社USEN NETWORKS(以下「当社」といいます。)が、株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス(以下「ESS」といいます。)の行う一般の需要に応じた電気の供給に関し、取次店としてお客さまと電気需給契約の締結を行うにあたり、当社所定の申込書を提出いただいたお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域内の需要場所に、ESSをして電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

### 2 契約要綱の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この契約要綱を変更することがあります。この場合には、当社は、変更後のこの契約要綱にもとづき、需給契約の変更についてお客さまに申入れを行なうことがあります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この契約要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、供給条件は、変更後の電気契約要綱によります。

### 3 定 義

次の言葉は、この契約要綱および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧  
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (2) 特別高圧  
標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。
- (3) 契約負荷設備  
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (4) 契約受電設備  
契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。
- (5) 契約電力  
契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- (6) 契約使用期間  
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (7) 最大需要電力  
需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (8) 夏 季  
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (9) その他季  
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とします。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第16条第1項に定める賦課金をいいます。

#### 4 単位および端数処理

この契約要綱および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、次の場合を除き、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。  
イ 高圧で供給する場合で、11(契約電力)(1)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 5 実施細目

この契約要綱の実施上必要な細目的事項は、この契約要綱および一般送配電事業者が定める託送供給等約款の趣旨に則り、そのつどお客さま、当社およびESSとの協議によって定めます。

## II 契約の申込み

### 6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの契約要綱を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。  
契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間
- (2) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要することが見込まれる場合は、供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社へお申し出いただき、供給設備の状況等について一般送配電事業者に照会したうえ

で、申込みをしていただきます。

## 7 契約の要件

(1) お客さまがESSからの電気の供給を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがいがい、かつ、一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ロ 高圧または特別高圧で供給する場合は、お客さまが一般送配電事業者からの給電指令にしたがうこと。

ハ 一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守いただくこと。

## 8 需給契約の成立

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、原則1年とし、契約期間満了日の3ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。

## 9 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

## 10 需給契約書の作成

当社は、供給準備に先だって、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

## Ⅲ 契約電力および料金

### 11 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

(1) 契約電力が500キロワット未満の場合

イ 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といた

します。ただし、ESSから新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で同一の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

(ロ) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

(2) 契約電力が500キロワット以上の場合

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(2)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)によって定めます。

## 12 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(2)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別途定める燃料費調整額を差し引いたもの、または加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき契約書に記載のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することといたします。

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

## IV 料金の算定および支払い

### 13 検 針 日

検針は、受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日(一般送配電事業者が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕お

よび休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに行ないます。

なお、高圧で供給する場合で11(契約電力)(2)によって契約電力を定めるとき、または特別高圧で供給する場合の検針日は、一般送配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。

#### 14 料金の算定期間

- (1) 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 当社があらかじめ契約者に電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)をお知らせした場合は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

#### 15 使用電力量等の計量

使用電力量および最大需要電力は、一般送配電事業者が供給地点ごとに取り付けた記録型計量器によるものとし、供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

#### 16 料金の算定

- (1) 料金は、算定期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始または需給契約が消滅した場合等により、算定期間が1月に満たない場合は日割計算により算定します。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約の料金を適用して算定いたします。

#### 17 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、お客さまが指定する口座からの引き落とし、または当社が指定した金融機関への振り込みにより支払っていただきます。なお、振り込みにもなう費用は、お客さまの負担といたします。
- (2) (1)による支払いは、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき、または当社が指定した金融機関に振り込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

#### 18 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。
  - イ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。



- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日が属する月の翌月20日といたします。ただし、金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

#### 19 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times 8 \div 108$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

## V 使用および供給

### 20 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

### 21 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

### 22 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

### 23 託送供給に関する事項

一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、同事業者が維持・運用する供給設備を介して電気を供給するため、託送供給等約款に定める次の事項に同意していただきます。

(1) 一般送配電事業者による需要場所への立入りによる業務の実施

次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて一般送配電事業者がお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- イ 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- ロ (2)(保安等に対するお客さまの協力)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- ハ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ニ 計量器の検針または計量値の確認
- ホ 24(供給の停止)、30(需給契約の消滅)または32(解約等)により必要な処置
- ヘ その他、託送供給等約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(2) 保安等に対するお客さまの協力

- イ 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者と当社に通知していただきます。
  - (イ) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - (ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者と当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

24 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、当該託送供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
  - ハ その他、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項をお客さまが遵守しない場合。

25 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - ロ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
  - ハ 系統全体の需要が大きく低下し、一般送配電事業者の調整電源による対策の実施にもかかわらず、一般送配電事業者の原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合
  - ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

#### 26 制限または中止にかかる措置

- (1) 25(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 27 損害賠償の免責

- (1) 24(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または32(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 28 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能な場合  
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合  
帳簿価額と取替工費との合計額

## VI 契約の変更および終了

#### 29 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) 当社とESSの取次契約が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要することなく、ただちに、需給契約に関するお客さまの契約の相手方が当社からESSに変更となります。この場合、当社は、あ

あらかじめその旨をお客さまに書面により通知するものとし、この変更が生じた後、ESSは、遅滞なくその旨をお客さまに書面により通知するものとします。なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同等といたします。

### 30 需給契約の消滅

- (1) お客さまがこの契約要綱にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、3ヶ月前までに当社に通知していただきます。ただし、契約期間1年未満での廃止は原則できません。
- (2) 当社がこの契約要綱にもとづく電気の供給を廃止させていただく場合は、3ヶ月前までにお客さまへご連絡いたします。ただし、契約期間1年未満での廃止は原則いたしません。
- (3) 当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、需給を終了させるための適当な手続きを行いません。  
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- (4) 需給契約は、32(解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
  - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
  - ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

### 31 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に料金および工事費をお客さまに、精算していただきます。

- イ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅または減少させる場合で、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく請求を受けたとき。

### 32 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約を解約することがあります。

なお、イ、ロおよびハに該当する場合は、解約の15日前までに予告いたします。

  - イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ロ お客さまが既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ハ この契約要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、契約超過金、工事費負担金その他この契約要綱から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合。
- ニ 24(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが一般送配電事業者が定めた期日までに

その理由となった事実を解消されない場合。

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、何ら催告を要することなく、需給契約を解除するものいたします。
- イ 破産手続, 民事再生手続, 会社更生手続, 特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て, または解散の決議を行なった場合
  - ロ 仮差押え, 仮処分の申立てを受けた場合
  - ハ 手形不渡り処分を受けた場合
  - ニ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ホ お客さままたはお客さまの役員, 責任者, 実質的に経営権を有する者もしくはお客さまが需給契約履行のために使用する者(以下「お客さまの役員等」という。)が, 暴力団, 暴力団員, 暴力団関係者, 総会屋, その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である場合
  - ヘ お客さままたはお客さまの役員等が反社会的勢力との間に, 社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
  - ト お客さままたはお客さまの役員等が, 自らまたは第三者を利用して, 反社会的な行為をした場合

### 33 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## Ⅶ 工事費の負担

### 34 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器, その付属装置(計量器箱, 変成器, 変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)については、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、原則として、一般送配電事業者が選定・所有し、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客さまの負担により、お客さまで取り付けていただくことがあります。
- (2) お客さまの希望によって計量器, その付属装置および区分装置の取付位置を変更し, またはこれに準ずる工事をする場合には, 実費相当額をお客さまから申し受けます。

### 35 供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが契約電力を増加される場合で, これにともない新たに供給設備の工事が必要となり, 一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく工事費の負担を求められた場合には, その費用をお客さまにご負担いただきます。
- (2) お客さまが契約電力等の増加にともなわないで, お客さまの希望によって供給地点への一般送配電事業者の供給設備を変更する場合で, 一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく工事費の負担を求められた場合には, その費用をお客さまにご負担いただきます。

附則

この契約要綱は、平成30年5月28日より効力を有するものとします。

平成30年7月27日 一部改定

## 別 表

### 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第1項の規定により認定を受けた場合は、お客さまから当社にその旨を申し出ていただきます。